

## 資料

助教授 濱本 正太郎

### あかつき丸

日本経済新聞1992年10月27日

チリ、ペルーなど中南米五カ国で構成する「南太平洋常任委員会」(CPPS)は二十六日エクアドルの首都キトで、プルトニウム運搬船あかつき丸の「各国への入港と領海通過を認めないことで合意した」と発表、日本政府にパナマ運河及び南米最南端のホーン岬沖通過を控えるよう求めたことを明らかにした。

フランスから使用済み核燃料のプルトニウムを日本に向けて運搬するあかつき丸の領海通過では、これまでもチリ、アルゼンチンが連名で反対声明を発表したのをはじめ、カリブ海諸国やブラジルも反対を表明。CPPS五カ国の反対で、中南米の海洋国のほとんどが公式に反対を表明したことになる。

CPPS構成国はチリ、ペルー、コロンビア、エクアドル、パナマ。

日本経済新聞1992年11月3日

日本政府は核ジャック防止のためプルトニウムの日本への輸送ルートはまだ明らかにしていない。これに対し中南米諸国はあかつき丸の運航に関し「万が一、事故が起これば周辺国のみならず、人類に対し大きな損害を与えかねない」(エイルウィン・チリ大統領)と懸念を表明している。

とりわけチリとアルゼンチン両国では「南米最南端のホーン岬を回航するルートが選ばれるのでは」(チリの国会議員)との警戒感が強い。ホーン岬は「海の難所」として知られており、事故が発生する可能性を否定できないと恐れている。また「中南米ルートを選択するようなら、日本政府の中南米軽視の表れと言わざるを得ない」(アルゼンチン議会筋)という声もある。

またパナマ運河を通過する可能性もあるため、プエルトリコでは先月、抗議デモが行われるなど、カリブ海諸国でも抗議行動が表面化している。

東南アジアでも日本のプルトニウム輸送に対する懸念は根強い。フランスと日本を最短距離でつなく国際航路がマラッカ海峡を通過することから、海峡に隣接するマレーシア、インドネシア、シンガポールの三国は早くから通航への反対を表明している。「危険物質はマラッカ海峡のような混雑した場所を運搬されるべきでない」(シンガポール外務省)という共通の立場をとっている。

こうした強い姿勢の背景には、同海峡近辺で年間百件以上の海賊襲撃事件が起きているほか、六月以降、五件の船舶衝突・沈没事故が相次いで起きるなど、安全性の確保が難しくなっていることがある。

先月中旬、日本を訪れたマレーシアのアブドラ外相は「海峡周辺国の懸念表明に日本は留意してくれたはず」と述べている。アジア大陸沿いに日本へ向かうルートでも同海峡を避けることはできる。「マラッカ海峡は通らないとの感触を日本側から得たのではないか」と見る向きもある。

これらの国々がプルトニウム輸送に反発する背景には日本が「原子力大国化」することへの警戒感もある、とみる向きもいる。「日本は不必要なプルトニウムを持つことで軍事大国化を図っている」と公然と非難しているのは朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）だけだが、「日本が経済大国になったように、原子力でも世界を支配しないと言い切れるだろうか」（ウィーンの外交筋）といった声も聞こえてくる。

米国では、日本のプルトニウム輸送に対する批判は最近聞かれなくなった。包括エネルギー法の審議で、ハワイ州のアバクロンビー下院議員（民主党）が輸送船の米国寄港禁止条項を提出した夏ごろには話題を呼んだが、結局は十分な支持を得られなかった。ブッシュ政権は日本の輸送体制を評価しており、唯一気がかりなのは、「環境派」を自任するクリントン候補の出方になっている。

こうした中で今回の輸送では、米国の管理下にあるパナマ運河を経由するのか、それとも周辺国の理解を得た上でインド洋を通して運ぶのかが、なお不透明。科学技術庁は「日本到着」に自信をみせているものの、仮に今回、パナマ経由で輸送に成功したとしても、米国の新政権が次の輸送も認めるという保証はない。（シンガポール＝渡辺記者、ワシントン＝関口和記者）

## 無害性の基準

136回衆議院外務委員会 1996.5.14. <http://www.kokkai.ndl.go.jp/>

池田国務大臣 御指摘の点につきましては、この条約の起草経過をずっと見てみますと、ある通航が無害通航に当たるか否かということは、その通航をどういう仕方でやるかというだけではなくて、通航の性質、例えば核を搭載している通航かどうかといったような、そういったことによって判断すべきものだ、こういうふうに見られるところでございます。

したがいまして、この核搭載船にかかわる我が国の立場、すなわち我が国領海通航は無害通航と認めないという立場は今後とも堅持してまいらる。これは我が国の非核三原則からして当然のことである、こう考えておりますし、またこれは今回の国際海洋法条約によって変える必要はない、こう考えておる次第でございます。

## 国連海洋法条約第56条 日本語訳は各自条約集参照

Article 56 Rights, jurisdiction and duties of the coastal State in the exclusive economic zone

1. In the exclusive economic zone, the coastal State has:

- (a) sovereign rights for the purpose of exploring and exploiting, conserving and managing the natural resources, whether living or non-living, of the waters superjacent to the seabed and

of the seabed and its subsoil, and with regard to other activities for the economic exploitation and exploration of the zone, such as the production of energy from the water, currents and winds;

(b) jurisdiction as provided for in the relevant provisions of this Convention with regard to:

(i) the establishment and use of artificial islands, installations and structures;

(ii) marine scientific research;

(iii) the protection and preservation of the marine environment;

(c) other rights and duties provided for in this Convention.

2. In exercising its rights and performing its duties under this Convention in the exclusive economic zone, the coastal State shall have due regard to the rights and duties of other States and shall act in a manner compatible with the provisions of this Convention.

## 奄美沖「不審船」への威嚇射撃

参議院外交防衛委員会 2002年3月19日 <http://kokkai.ndl.go.jp/>

○山口那津男君 ……さて、排他的経済水域、いわゆるEEZと言われる水域で、今回の不審船事案では、漁業法違反の疑いがあるということで立入検査をしようとし、それを拒否したので犯罪が成立し、これを追跡したと、こういう経過があったと思います。

一見すると漁船の形をしているということで漁業法違反を問うたんだろうと思いますが、疑いが持ったんだろうと思いますが、仮に一見、明白に漁業法違反の疑いがないとした場合に、そのほかに別途、麻薬密輸の疑いがあるとか、あるいは工作員の密入出国の疑いがあるとか、こういう疑いがあった場合にこれを取り締まることができるのかどうか、現行法で取り締まることができるのかどうか、この点について、海上保安庁、どう考えますか。

○政府参考人（須之内康幸君（海上保安庁次長）） お答えいたします。

排他的経済水域におきまして、沿岸国が有します主権的権利及び管轄権につきましては、国連海洋法条約の第五十六条の一によりまして、天然資源の探査、開発、保存及び管理、あるいは人工島、施設及び構築物の設置及び利用、そのほかに海洋の科学的調査あるいは海洋環境の保護及び保全等々に限定をされているところでございまして、このため、我が国の排他的経済水域で発見をいたしました外国船舶に対しまして、麻薬密輸あるいは工作員の密入出国の疑いがある場合でありましても、現行法で取締りをするにはできないものと考えております。

○山口那津男君 今おっしゃられたような、排他的経済水域の性質からすると、今後その点について新たな、新規立法で法整備を行うということも国際法上からは妥当ではないように伺ったわけがありますが、そのように理解してよろしいですか。

○政府参考人（須之内康幸君） お答えいたします。

新たに取締りのための国内法を整備することにつきましても、先ほど御答弁いたしましたように、E E Zにつきます沿岸国の権利、権限等に照らしまして困難と考えるところでありますが、なお検証してまいりたいと考えております。

○山口那津男君 排他的経済水域においていわゆる危害射撃、つまり人に危害を与えても許されるという危害射撃、これは昨年臨時国会で領海の中において認める法律を作ったところであります。

しかし、この排他的経済水域においては、先ほどおっしゃられた保護法益とのバランス上、このいわゆる危害射撃を認めるという法律を作ることはいささか困難であろうと私は考えるわけですが、この点についての御見解はいかがですか。

○政府参考人（須之内康幸君） 先生ただいま御指摘のように、排他的経済水域で発見をいたしました不審船に対しまして、正当防衛による場合以外の場合でも危害射撃を許容するような法整備につきましても、先ほども御答弁いたしました。国連海洋法条約によります、沿岸国が排他的経済水域において有しております主権的権利及び管轄権が限定されております。そういう趣旨から、法益均衡に照らしまして極めて困難であろうと考えておりますが、なお検証してまいりたいと思っております。

○山口那津男君 今回の事件に対して、日本が先に武力を行使したと、つまり威嚇のための船体射撃を行ったことを日本が先制的に武力を行使したと、こういう非難をする声があるわけであり。しかし、私は、国際社会に対してこの威嚇のための船体射撃も適法であったということをきちんと説明する必要があると思うんですね。近日行われた日中間の外交官レベルでの話合いの席でも、この旨を日本側から中国側によく説明をしたということが報道されております。私は、引き続き諸外国にこれをきちんと言うべきであると、こう思います。

そして、日本側の射撃がこの不審船の沈没の原因ではないんだと、つまり日本側の射撃と沈没に因果関係はないんだということを、私はこれを証明していくことも大事なことではないかと思うんですね。この沈没した船の引揚げについては、積載品が何であったかとかどういう目的で来たかとか、その他犯罪の立証のための証拠収集という目的があるわけであり。このいわば日本側の射撃と沈没に因果関係がないということを証明する意味でも、私は引揚げをきちんとやるべきであると、こう考えております。

もちろん、中国側の排他的経済水域と思われる場所での沈没ですから、中国の主権的権利については十分な配慮、尊重が必要だろうと思っておりますが、今後の方向について、まず外務大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣（川口順子君） 今回の不審船事件における海上保安庁の巡視船の威嚇のための船体射撃は、委員がおっしゃられますように、関連の国際法と国内法令に照らして問題のない適切なものであったと考えます。その旨は、事件発生以来、周辺国を始め国際社会に明確に説明してきたところでございまして、先ほど委員が御指摘になられた例も含め行っているわけですし、今後ともそれは行う必要があると思っております。

## 公海の自由は死んだ？

金東勲ほか『ホーンブック国際法』104頁(北樹出版、再改訂版、1998(初版1988))[芹田執筆]

公海の自由は死んだ。新しい公海制度は国際化された海域であって、国際交通のために、航行の自由、上空飛行の自由、海底電線・海底パイプライン敷設などの自由が認められたのである。